

策定年月	平成 6年12月
変更年月	平成14年 3月
変更年月	平成18年 7月
変更年月	平成22年 6月
変更年月	平成26年 9月
変更年月	平成27年11月
変更年月	令和 3年 1月
変更年月	令和 5年 9月
<u>変更年月</u>	<u>令和 7年 9月</u>

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想 (案)

令和 7 年9月

福 島 県 相 馬 市

目次

第1. 農業経営基盤強化の促進に関する目標	3
1. 相馬市の位置、および農業の現状	3
2. 農業構造の変化	3
3. 農業経営基盤の強化に関する基本的な方向	3
4. 具体的な推進の方法	3
5. 推進のための指導方針	3
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ 安定的な農業経営の指標	8
1. 主要な経営類型	8
2. 生産方式、経営管理の方法および農業従事の態様に関する指標	11
第2の2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに 農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第3. 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備とその他支援の実施に関する事項	14
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	14
2. 相馬市が主体的に行う取組	15
3. 関係機関との連携・役割分担の考え方	15
4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	16
第4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的 かつ総合的な利用に関する目標	16
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	16
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	17
第5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1
1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条 第3項第1号に掲げる事業に関する事項	18
2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業 の実施の基準に関する事項	19
3. 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関す る事項	21
4. 利用権設定等促進事業に関する事項	22
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項	28
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	28
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30
第6. その他	31
別紙1(第5の4(1)⑥関係)	31
別紙2(第5の4(2)関係)	33

第 1. 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1. 相馬市の位置、および農業の現状

相馬市は福島県浜通り地方の北部に位置し、西は阿武隈山系の山間部分と東は太平洋に向け、なだらかに拓けた平坦地からなっている。

相馬市の農業は地域の地形、気象等の条件により西部山間地においては米を補完作物として、畜産等との複合経営、東側の平坦地においては米を基幹作物とし野菜、果樹等との複合経営として農業生産が展開されてきた。近年、水稻依存型からの脱却をめざしながら、農業の経営改善を図るべく、花卉、いちご等の施設園芸や、きゅうり、なし、せり、春菊など地域の特性を活かした作物の栽培が増加している。また、山間地においては高冷地の気象を利用しながら野菜、花卉の栽培をしており今後も、このような高収益性の作目、作型を担い手中心に導入し、産地化をさらに進めて行くとともに、現在の観光いちご園を進展させ、果樹、花卉等の農業と相馬市の豊かな観光資源と結び付けた農業経営を推進する。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸等の集約的経営や畜産経営を展開するそれぞれの農家間で労働力調整、土地利用等においてその役割分担を図りつつ地域複合としての農業発展を目指すとともに、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による風評被害により農産物の価格低迷、農産物の安全性を確認するために実施している放射性物質モニタリング検査結果などを情報提供することで不安軽減へとつなげ、農産物に対する風評被害払拭に努めている。

2. 農業構造の変化

相馬市の農業構造については、総農家戸数、専業農家戸数ともに減少傾向にあり、年々兼業化や農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手不足が深刻化している。

3. 農業経営基盤の強化に関する基本的な方向

相馬市は、このような地域の農業構造の現状およびその見通しのもとに、農業が魅力とやりがいのある産業として発展し、農業後継者や新規就農者が誇りと意欲をもって職業として選択できるものとなるよう、将来(概ね 10 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、相馬市および近隣市町村において現に成立している優良な事例を踏まえつつ、地域農業の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者一人当たり 460 万円以上、一個別経営体当たり 590 万円以上(主たる従事者 1 人 + 補助従事者 1 人))年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり 1,800 時間程度)の水準を実現できるものとし、これらの経営が相馬市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4. 具体的な推進の方法

相馬市は、将来の相馬市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条

件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

また、県普及部、農業協同組合、その他農業関係機関、団体等と十分な相互連携の下で、農業者に対し助言指導を実施するとともに、集落段階における将来の農業の姿とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行い集落内の土地利用を含めた合意形成を促進する。

さらに、将来の農業経営の望ましい姿を目指す農業者や、農業集団等に対しては営農診断、経営改善方策等の相談活動を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について、選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や、相互の連携が図られるよう誘導する。

次に農業経営の改善を図り安定かつ健全な農業経営の育成を図るため土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に双方を適切に結び付け利用権設定を進める。

また、これら農地の流動化に関しては集団化、連担化された土地利用を図るため全市的に土地利用の調整を展開し、担い手の農業者に対して利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指すとともに策定した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置付けられる担い手の確保を図る。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大も併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米等の非主食米やホールクroppサイレーン用稲、麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営確立を目指す。併せて、集約型、施設型農業経営においては、特産品としての産地形成、生産拡大を図りながら、安定的な農業経営の展開を助長するため県普及部や、農業協同組合等の指導のもとに既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や、新規作目の導入を進める。

また、地域の有機性循環利用を基礎とした有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進するとともに、食の安全、環境の保全、労働の安全等に配慮したGAPの取組を推進する。

生産組織においては、効率的な農業生産単位を形成する上で、重要な位置付けをもっており、オペレ

ーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域および営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う。企業に対する支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入後の経営発展等を支援するとともに、認定農業者への誘導等により地域に根差した営農活動を推進する。

さらに、相馬市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化および農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めて行くこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろん、その他の支援措置についても、認定農業者に集約的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体等の協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

5. 推進のための指導方針

相馬市は、認定農業者を志向する意欲的な農業者に対しては、相馬市地域担い手育成総合支援協議会を設置し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者、組織経営体、今後認定を受けようとする農業者、生産組織に対し、経営管理、農業生産方式の改善、金融、農地の規模拡大等経営改善方策の重点指導、および研修会等の開催を行う。

また、地域に置ける話し合いに基づいた地域計画により、将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、スマート農業等最先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

さらに、玉野地区、および都市近郊農家の施設園芸を志向している農業者においては、その気候条件、地理的条件を活かした野菜、花卉等の集約的作物の振興を図るため、市場関係者や農業協同組合園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定したうえで、その栽培に関する指導を行い、発展に結びつくように努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行なう。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

相馬市の新規就農者は令和元年度、令和3年度に1人ずつ、令和6年度に1人であったが、令和2年度、令和4年度、令和5年度には、新規就農者がいないなど、その確保を継続することは困難となっ

ている。しかしながら、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、相馬市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 400 人を踏まえ、相馬市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で 5団体 増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

相馬市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり 1,800 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の60%(中山間地域の場合55%)程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得276万円程度、一個別経営体あたり354万円程度を目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準の農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等 での農業従事 を通じて地域の農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、就農後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた相馬市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及部や地域連携推進員、農業協同組合、各生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 中村地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する中村地区において、新たに農業経営を営もうとする青

年等の受入(1人程度)を重点的に進め、農業協同組合、中村生産組合等と連携し、水稻の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 飯豊地区

新規就農施策を重点的に推進(1人程度)する地区とし、大豆栽培の先進地である宮城県から講師を招いての実践的講義の実施や先進地視察・研修、相馬市に対し農業指導くださる東京農業大学や農業総合センターと連携しての加工品の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に飯豊地区が大豆の一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

ウ 大野地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する大野地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(1人程度)を重点的に進め、農業協同組合、大野生産組合等と連携し、水稻の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

エ 八幡地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する八幡地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(1人程度)を重点的に進め、農業協同組合、八幡生産組合等と連携し、水稻の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

オ 山上地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する山上地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(1人程度)を重点的に進め、農業協同組合、山上生産組合等と連携し、水稻の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

カ 日立木地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する日立木地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(1人程度)を重点的に進め、農業協同組合、日立木生産組合等と連携し、水稻の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

キ 磯部地区

従来からの基幹作物である水稻を栽培する磯部地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入(1人程度)を重点的に進め、農業協同組合、磯部生産組合等と連携し、水稻の栽培技

術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 主要な経営類型

第1に示す目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に相馬市および近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、相馬市における主要な経営類型を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

経営 類型	目標規模 (ha)	作目別 生産規模 (ha)	生産方式	農業従事者
水稻 単一	20	水稻 10 大豆 5 作業受託 5	トラクター (50ps) 乗用田植機 (6 条) コンバイン (5 条) 乾燥機 (40 石×2) 粃摺機 (5 インチ) もしくはCE利用	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
水稻 ＋ 野菜	5	水稻 4 きゅうり 0.5 トマト 0.5	トラクター (30ps) 乗用田植機 (4 条) コンバイン (3 条) 乾燥機 (30 石) 粃摺機 (4 インチ) もしくはCE利用 パイプハウス 動力噴霧器・管理機	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
水稻 ＋ 野菜	5.2	水稻 5 いちご 0.2	トラクター (30ps) 乗用田植機 (4 条) コンバイン (3 条) 乾燥機 (30 石) 粃摺機 (4 インチ) もしくはCE利用 パイプハウス 管理機外	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人

水稲 ＋ 野菜 ＋ 繁殖	3.9	水稲 3.5 ほうれん草 0.4 肉用牛繁殖 15 頭	トラクター (25ps) 乗用田植機 (4 条) コンバイン (2 条) 乾燥機 (30 石) 粃摺機 (4 インチ) もしくはCE利用 牛舎・堆肥舎 ロールベアラー	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
果樹 単一	2. 2	なし(幸水 0.6) (豊水 1.0) (新高 0.4) (あきづき 0.2)	軽トラック トラクター (20ps) モア スピードスプレーヤー (1/2) 農協共同選果場利用 人工交配機	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
水稲 ＋ 果樹	5. 4	水稲 4.0 なし(幸水 0.7) (豊水 0.7)	トラクター (30ps) 乗用田植機 (4 条) コンバイン (3 条) 乾燥機 (30 石) 粃摺機 (4 インチ) もしくはCE利用 モア スピードスプレーヤー (1/4)	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
花卉 単一	0. 3	シクラメン (7000 鉢) その他鉢物 (クレマチス, ペラゴニウム,ハー ブ類等) (27,000 鉢)	温室 軽トラック 動力噴霧器 低温土壤消毒機 用土混合機 暖房機	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人

酪農 単一	10.0	経産牛 40 頭 飼料作物 10.0	牛舎・堆肥舎 トラクター (60ps) パイプラインミルカー バルククーラー ロールベラー フロントローダー モア 堆肥運搬車	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
水稲 ＋ 酪農	10.0	水稲 3.0 経産牛 30 頭 飼料作物 7.0	トラクター (60ps) パイプラインミルカー バルククーラー ロールベラー モア 乗用田植機 (4 条) コンバイン (2 条) 乾燥機 (30 石) 粃摺機 (4 インチ) もしくはCE利用 牛舎・堆肥舎	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人
水稲 ＋ 肥育	7.0	水稲 6.0 肥育牛 50 頭 飼料作物 1.0	トラクター (35ps) 乗用田植機 (4 条) コンバイン (3 条) 乾燥機 (30 石×2) 粃摺機 (4 インチ) もしくはCE利用 モア 飼料庫・パドック 牛舎・堆肥舎	主たる従事者 1.0 人 家族補助従事者 2.0 人

[組織経営体]

経営 類型	目標規模 (ha)	作目別生産規模 (ha)	生産方式	農業従事者
----------	--------------	-----------------	------	-------

水稲 + 大豆	100.0	水稲 50.0 小麦 40.0 作業受託 10.0	トラクター (60ps×2) 乗用田植機 (8条×2) 汎用コンバイン(5条×2) 乾燥機 (40石×7) (25石×1) 粃摺機 (5インチ) もしくはCE利用	主たる従事者 3.0人
水稲 + 大豆	90.0	水稲 50.0 (移植 20.0 直播 30.0) 大豆 40.0	トラクター (50ps×2) 乗用田植機 (6条×2) コンバイン (5条×2) 汎用コンバイン(3条×1) 乾燥機 (40石×2) 粃摺機 (5インチ) もしくはCE利用	主たる従事者 3.0人

- (注) 1. 1人当たり年間労働時間が概ね 1,800 時間となるよう設定した。
2. 組織経営体とは、複数の個人または世帯が共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行なう経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとする。
3. 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入したが、この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は主たる従事者が目標とする所得の額が第1に掲げた目標に到達することを基とする。

2. 生産方式、経営管理の方法および農業従事の態様に関する指標

ア. 指標達成のための技術等

① 水稲

- 生産の合理化を図るため、農用地の利用集積及び集約化による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進めるとともに、スマート農業等の先端技術の導入や飼料用米、備蓄米等の非主食用米の生産による需要に応じた米づくりを推進し、水田作経営の安定化を図る。
- 作業受委託のシステムづくりや、直播栽培等省力技術の導入を図ることにより、他作物との労働力競合の回避と水稲作業期間の拡大を図るとともに、薬剤の削減に努めた環境にやさしい米づくりの推進を図る。
- ・高品質・良食味米を安定生産するため、可変施肥田植機等スマート農業機械や、気候変動(温暖化)に対応するための地域条件に適した品種の導入及び品種構成の見直しを行い、作期分散を進める。
- ・売れる米づくりを進めるため、主食用米については、用途別需要等に応じた品種構成とする。
- ・経営の安定化を図るため、備蓄米のほか加工用米、飼料用米、WCS用稲等の非主食用米を組み合わせた生産に取り組む。

- ・ 大型乾燥調製(貯蔵)施設の利用促進を図っていくものとする。

② 麦

転作の受託組織を育成し、転作作物として麦の作付け及び団地化を推進するとともに、低コスト省力栽培を促進する。

③ 大豆

- ・ 生産組織の育成を図り、国の対策による団地化に対応して集団栽培を推進する。
- ・ 排水対策を進め、米、麦、野菜等と組み合わせた輪作体系を確立し連作障害を防ぐとともに、土作りに努め、単位当たり収量の増大品質の向上を図る。

・安定した収量・品質を確保するため、堆肥等を活用した土づくりに取り組むとともに、特に水田作では排水対策を徹底するほか、ほ場の団地化、ブロックローテーションの導入及び栽培管理の機械化を進める。

④ 野菜

生産技術の向上や新技術の導入による生産性の向上及び施設化による高品質化・安定生産・周年生産体制の確立を図る。

- ・ たい肥等の投入による土作り
- ・ 低農薬、有機栽培等の新技術の開発・導入
- ・ 育苗の分業化の推進
- ・ 土壌診断、適正な輪作体系の確立による連作障害の防止
- ・ 機械化の推進
- ・ ハウスによる作期拡大

⑤ 果樹

薬剤散布は、スピードスプレーヤーの共同利用を進め、性フェロモン剤による殺虫剤の削減を図る。また、栽培の省力化、高品質安定生産を進めるため、ナシジョイント栽培、人工受粉のための受粉機やミツバチ等の導入を進める。

⑥ 花卉

- ・ 収穫・調製作業の労力が集中しないように、作型の分化を推進する。
- ・ 育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上を図る。
- ・ 定植・防除・出荷調製作業の機械化を推進するとともに、省力かつ効率的な作業形態の実現を図る。

⑦ 畜産

- ・ 肉用牛

粗飼料生産基盤の拡大を図り飼料自給率向上を図る。また、優良牛の計画的な導入、育種価等に基づく自家保留牛の選定と計画的な交配により牛群の改良を図る。

飼料生産の効率化を図るため、土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用を進める。

経営安定化及び飼料自給率の向上を図るため、飼料用米、稲WCSの活用 など耕畜連携を進める。

有機性資源の循環利用を図るため、良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携を進める。

・ 乳用牛

粗飼料自給率向上のため飼料作物の団地化を推進するとともに共同利用機械を導入し粗飼料の確保とコスト低減を図る。また、優良牛の計画的な導入、精選別精液や受精卵移植等を活用し優良後継牛の産出を図り、生産性の高い牛群への改良に努める。

・ 豚

生産コストを下げ、過剰な設備投資を控え、また、市場性を高め、地域内出荷の品質を一定にするため、品種の選定、飼養管理の指導を行う。

糞尿処理については、堆肥化することを基本とし、飼養規模に合った施設を低コストで整備し、耕種経営との連携を推進し、適正量を農用地へ施用する。

⑧ 共通

・複合経営については、労働力に応じた作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。

・野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。

・放射性セシウムの基準値を超過した生産物の流通を回避するため、緊急時モニタリング等により放射性物質濃度を把握するとともに、放射性物質濃度を把握するとともに、放射性物質の吸収抑制対策を実施する。

イ. ほ場の大区画および集団化

作業効率の向上と生産性向上のため、大区画ほ場の整備の促進を図るとともに、収益性向上に向けた汎用化を進める。

また、土地調整活動、ほ場整備の換地時を利用してほ場の集団化を進める。

地域計画の実現化に向けて、農地中間管理事業の活用等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。

省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット技術や ICT の活用を進める。

ウ. 経営管理の方法

① 経営の合理化、健全化をすすめるため簿記記帳により経営と家計の分離を図る。また、青色申告を推進する。

② 家族経営においては、財務、生産面など経営管理を強化するとともに家族経営協定を締結するなど、経営体内の役割分担を明確にする。また、必要に応じて法人化を進める。生産組織については、経営の高度化。効率化を図り、経営実態に応じて、法人化を進める。

③ 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践を進める。

- ④ 積極的に GAP 認証の取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践に努める。
- ⑤ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため経営研修会等の開催により、研修機会の確保を図る。農業従事者においては各種支援制度等の活用や、経営研修会等への積極的な参加により、経営管理能力の向上を図る。
- ⑥ 自然災害等の様々な農業経営のリスクに備えるため、収入保険など各種保険制度の加入に努める。

エ. 農業従事の態様

(個別経営体)

- ① 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。
- ② 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正な労力の配分に努め、過重労働を回避する。酪農経営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。
- ③ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農業機械等を取り扱う際には、農作業事故の防止に努める。

(組織経営体)

- ① 雇用就農者等人材の確保と定着を図るため、給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、労働環境の整備に努める。
- ② 効率的な農作業の実施に向けて、雇用の安定確保と適確な人員配置が重要であり、そのための生産計画、求人に向けた雇用計画の整備を進める。

第2の2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に相馬市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、相馬市における主要な営農類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標に準ずるものとする。

第3. 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備とその他支援の実施に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

相馬市の農畜産物を安定的に生産し、市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組

む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及部、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 相馬市が主体的に行う取組

相馬市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及部や農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

相馬市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や福島県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

相馬市は、県普及部、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニ

ティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

相馬市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、相馬市の区域内において後継者がいない場合は、福島県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、概ね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
75.0%以上 なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積(以下「面的集積」という。) <u>・集約化</u> を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、地域の担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)の農用地利用面積(所有者面積、借入面積及び特定農作業受託面積の合計面積。)の割合の目標である。

2 目標年次は令和13年度末とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

相馬市の平坦部では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、相馬市の山間部では、小規模で不整形な土地が多く利用集積に結び付かない自己完結による作業形態となっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

相馬市では、今後さらに人口の減少や農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、優良農地の遊休化を防止するため集落営農等による土地利用促進を図る。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

相馬市の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、及び相馬市地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

相馬市は、福島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、相馬市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

相馬市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成および確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア. 平坦部の旧村日立木地区においては、県営ほ場整備事業でのほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ. 中山間地域の旧村玉野、山上地区においては、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、相馬市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県普及部、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用

地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業(地域計画推進事業)に関する事項

相馬市は、地域計画の策定に当たって、県普及部、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

相馬市は、地域関係農業者等が有効利用および農業経営の改善のため行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を相馬市に提出して、農用地利用規程について相馬市の認定を受けることができる。
- ② 相馬市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営改善に資するものであること。
 - オ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 相馬市は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を相馬市の掲示板の掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有および利用の現状および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称および住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申し出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項
 - エ. 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 相馬市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農業法人及び特定農業団体は、特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 相馬市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 相馬市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの(以下「団体等」という。)が、農用地利用改善事業の実施に関し、県普及部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

相馬市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域並びに作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件

- ① 耕作または養畜の事業を行う個人(旧法第18条第2項第6号に規定する者を除く)または農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう、以下同じ。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作または、養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作または、養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が① のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、① の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。

④ 旧法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法

人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行なう場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地すべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準および支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益算定基準および決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準および支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 相馬市は、開発して農用地または農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたってはその利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 相馬市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積等促進計画の策定時期

- ① 相馬市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積等促進計画を定める。
- ② 相馬市は、農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定(または移転)された利用権の存続期間(または残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用集積を図るため引き続き農用地利用集積等促進計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積等促進計画は、現に定められている農用地利用集積等促進計画に係る利用権の存続期間(または残存期間)の満了日の30日前までに当該利用権の存続期間(または残存期間)の満了日の翌日を始期とする利用権の設定(または移転)を内容として定める。

(5)要請および申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、相馬市に農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 相馬市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体および営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積等促進計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(または移転)されている利用権の存続期間(または残存期間)の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積等促進計画の作成

- ① 相馬市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積等促進計画を定める。
- ② 相馬市は、(5)の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする

者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、相馬市は、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

- ④ 相馬市は、農用地利用集積等促進計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地およびその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善および安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計等促進計画の内容

農用地利用集積等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称および住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目および面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称および住所
- ④ ①に規定する者が設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（または移転の時期）、存続期間（または残存期間）、借賃およびその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準および決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権者の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式の付与含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

相馬市は、農用地利用集積等促進計画の案を作成したときは、(7)の②の規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公告

相馬市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積等促進計画を定めたときまたは(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積等促進計画を定めたときは、その旨およびその農用地利用集積等促進計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を相馬市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

相馬市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積等促進計画の定めるところによって利用権が設定され(もしくは移転し)または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

相馬市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積等促進計画の取消し等

① 相馬市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積等促進計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経

営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 相馬市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積等促進計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 相馬市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積等促進計画を取消した旨及び当該農用地利用集積等促進計画のうち取り消しに係る部分((7)の⑦を除く)を相馬市の掲示板への掲示により公告する。

④ 相馬市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

相馬市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べ遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項(別紙参照)

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや県普及部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、相馬市内での就農に向けた情報（研修等）の提供を行う。また、相馬市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

相馬市は東京農業大学や県普及部、農業委員、指導農業士、農業協同組合、各地域の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために相馬市新規就農者交流会への参加を促すとともに、相馬市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、県普及部による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や福島県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

各組織が次のとおり役割を分担しながら各種取組を進める。

- ・農業経営・就農支援センター（主に（公財）福島県農業振興公社）
就農に向けた情報提供及び就農相談
- ・農業総合センター、農業短期大学校等
技術や経営ノウハウについての習得
- ・県普及部、農業協同組合、認定農業者や指導農業者等
就農後の営農指導等フォローアップ
- ・農業委員会、農地中間管理機構等
農地の確保支援

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

相馬市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化を促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア．農業生産基盤整備の促進を通じて、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ．農業構造改善事業等の取組で定着している集落活動を一層強化することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ．水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に集落営農の取組を一層強化し、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化により、効率的な作業単位の形成に資するよう努める。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

相馬市は、農業委員会、県普及部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業経営・就農支援センターその他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、および土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業経営・就農支援センターと相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、相馬市はこのような協力の推進に配慮する。

第6. その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成 6 年 12 月 27 日から実施する。
2. 平成 14 年 3 月 26 日一部改正
3. 平成 18 年 8 月 30 日一部改正
4. 平成 22 年 6 月 11 日一部改正
5. 平成 26 年 9 月 10 日一部改正
6. 平成 27 年 11 月 26 日一部改正
7. 令和 3 年 1 月 25 日一部改正
8. 令和 5 年 9 月 27 日一部改正
9. 令和 7 年 9 月 日一部改正

別紙 1(第5の4(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する場合に限る。)、地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)または畜産振興協会(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人であるも

のをのぞく。)または生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることを認められること

(3) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人または農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号もしくは第 8 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることを認められること

I. 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (または残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④益費の償還
1. 存続期間は原則3年(農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間)とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には3年と異なる存続期間とすることができる。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して、農用地とすることが適当な土地については、開発後の	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに該当年にかかる借賃の金額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする

	土地の借賃の水 準、開発費用の 負担区分の割 合、通常の生産 力を発揮するまで の期間等を総合 的に勘案して算 定する。		
2. 残存期間は 移転される利用 権の残存期間 とする。	4. 借賃を金銭 以外のもので定 めようとする場合 には、その借賃は それを金額に換 算した額が上記 1 から 3 までの規定 によって算定され る額に相当するよ う定めるものとし る。		
3. 農用地利用 集積計画にお いては、利用 権設定等促進 事業の実施に より設定(また は移転)される 利用権の当事 者が当該利用 権の存続期間 (または残存期 間)の中途にお いて解約する 権利を有しない 旨を定めるもの とする。			

Ⅱ．混木林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合。

①存続期間 (または残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地についてはその農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ	Ⅰの④に同じ

Ⅲ．農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (または残存期 間)	②借賃の算定基準	③借賃 の支払 方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

IV. 所有権の移転を受ける

場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
----------	----------	------------

土地の種類および農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を 基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取り扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。
---	---	--